

■ 市役所・町役場

(令和5年5月31日時点)

※「市役所・町役場」とは、「本庁舎(支所、保健センター、議会を除く)」をいいます。

1. 禁煙・分煙の状況	2. 敷地内の「特定屋外喫煙場所」の有無	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市	米原市	日野町	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	合計	
敷地内 全面禁煙		○		○		○		○	○					○			○	○			○	9
建物内 全面禁煙	あり		○		○		○			○	○		○		○	○			○			9
	なし											○										1

W:
同一敷地内に「本庁舎」と「公用車庫棟」があり、別個の建物である。これら施設は駐車場を挟んで離れており、明確に区分されている。公用車庫棟は「第2種施設」として扱い、喫煙専用室を備えていることから、本庁舎として特定屋外喫煙場所は設置していない。